

兵高教組
調査情報
2014年12月12日 **28号**

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL : 078-341-6745
FAX : 078-351-3185
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

確定交渉の大きな成果！！

16日に「行革」カット緩和分の支給

25日に給与表&一時金改定による差額支給

支給日は
予定です

2014年度確定交渉は、職場から寄せられた5240筆の署名にも支えられ、給料月額については6年ぶり、一時金については7年ぶりの増額改定となりました。しかし、若干緩和されたとはいえ全国の自治体で4つしか行われていない「行革」カットは引き続き実施される上に、2015年度からは「給与制度の総合的見直し」による新しい給料表が導入されます。それによって私たちの賃金は今後どうなっていくのでしょうか。

《差額等支給額一覧》 (※金額はおよその平均額です)

	職務加算なし《20代》 (教育職2級55号給未満)	職務加算5%者《30~40代》 (教育職2級55~140号給)	職務加算10%者《50代》 (教育職2級141号給以上)
①給料月額改定の差額 (25日支給)	35,000円	26,000円 <small>(この層は幅が大きく136号給以上は0円です)</small>	0円
②一時金0.15月増額分 (25日支給)	42,000円	66,000円	76,000円
③一時金 行革カット 緩和分(16日支給)	0.038月分加算 11,000円	4%に抑制→5%加算に緩和 17,000円	6%に抑制→8%加算に緩和 39,000円
合計	88,000円	109,000円	115,000円

①の「給料月額改定の差額」は、今年度分の給与改定に伴って増額分を4月にさかのぼって支給される額のことです。②の「一時金0.15月増額分」は、今年度については夏と冬のボーナスを合わせて支給されます。③「一時金 行革カット緩和分」については、「調査情報27号」でお知らせした通り、ボーナスに本来加算されるはずの10%もしくは5%の職務加算が「行革」

によって6%、4%に抑えられていたものが、それぞれ緩和されることによって戻ってくる額です。給料の改定額にはかなりの幅がありますので、この平均額はあくまでも目安です。これ以外に、通勤手当も増額分が4月にさかのぼって支給されます。また、2015年1月1日からは部活動手当が3,000円に増額されます。

☆現給保障額と行革カット額はどれくらいなのか？

「現給保障」とは、給料表が減額される場合に支給額をそのまま減額するのではなく、今受け取っている額(現給)を保障するというものです。無期限に全額が保障されるとしても「現給」が新しい給料表の額に追いつくまでは、いくら昇給しても賃金が上がらないということになります。2006年の給与構造改革で給料表が改悪された際にも現給保障が実施されました。現在でも約12%の方に現給保障が残っています。今回の交渉の中で「総合的

見直し」の現給保障については、当初の提案は期限を「3年のみ」と限っていましたが、最終的には期限を撤回し来年度改めて協議することになっています。もし現給保障がなくなれば、下記の表の額が減額されるということになります。

行革カットについては、即時中止を強く求めましたが、財政難を理由に「カット率の4分の1を縮小」とどまりました。額については合わせて下記の表を参考にしてください。

2014改定月額 ⇒ A 「見直し」後の月額 ⇒ B 地域手当8.5%(神戸市) の場合	25歳の教諭 (役職加算なし) (28号給) A : 222,100円 B : 222,100円 (A-B) : 0円	35歳の教諭 (役職加算5%) (74号給) A : 337,900円 B : 331,200円 (A-B) : 6,700円	45歳の教諭 (役職加算5%) (119号給) A : 406,900円 B : 398,700円 (A-B) : 8,200円	55歳の教諭 (役職加算10%) (162号給) A : 431,000円 B : 415,200円 (A-B) : 15,800円
現給保障額(月額) (A-B) × 1.04(教育調整額) × 1.085(地域手当) - (A-B) × 行革カット率	0円	7,420円	9,081円	17,465円
行革カット額(月額) B × 行革カット率	222,100円 × 0.018 ≒ 3,998円	331,200円 × 0.021 ≒ 6,955円	398,700円 × 0.021 ≒ 8,373円	415,200円 × 0.023 ≒ 9,550円

☆「給与制度の総合的見直し」で私たちの賃金はどうなるのか？

2014年度の給与改定では、初任給は月額2千円以上の増額でしたが、号給が高くなるにつれて上げ幅は小さくなり、教育職2級の場合40代後半にあたる136号給(418,700円)から上は増額がありません。それが「給与制度の総合的見直し」によって、136号給の場合、ちょうど1万円の減額となります。とりあえず現給保障はされますが、新しい給料表ではどこまで昇給しても418,700円には届きません。つまり、**47歳位を超えると、給料が下がることはあっても、もうずっと上がることはない、ということになります。**これが「見直し」の実態です。その上さら

に「行革」による独自カット…。これで果たして、多忙化の中でも必死で頑張っている教職員の士気が上がるのでしょうか。

安倍首相は「アベノミクス効果で賃金は上がっている」と強弁していますが、とんでもないまやかしです。今後は「『見直し』に対する見直し」を国に対しても求めていかなくてはなりません。

このような状況を打開していくためにも、是非高教組に加入し高教組の力を大きくしていきましょう。

